

平成29年第1回紀の川市議会定例会 第1日

平成29年 2月24日（金曜日） 開 会 午前 9時29分
散 会 午前11時57分

◎議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 諮問第 1号 人権擁護委員会候補者の推薦について
- 議案第 1号 工事委託協定の一部変更について（市道中学校連絡線自歩道新設整備事業に伴う和歌山線粉河・紀伊長田間中学校前架道橋新設工事）
- 議案第 2号 紀の川市空家等対策協議会条例制定について
- 議案第 3号 紀の川市特別会計条例の一部を改正する等の条例の制定について
- 議案第 4号 紀の川市簡易水道事業設置条例及び紀の川市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 紀の川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 紀の川市個人情報の保護に関する条例及び紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 紀の川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第 9号 紀の川市消防団条例の一部改正について
- 議案第10号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第11号 紀の川市共同栽培施設条例の一部改正について
- 議案第12号 紀の川市学校給食センター条例の一部改正について
- 議案第13号 紀の川市長寿祝金支給条例の全部改正について
- 議案第14号 紀の川市心身障害児扶養手当支給条例の一部改正について
- 議案第15号 那賀老人福祉施設組合清算基金条例の廃止について

- 議案第16号 平成28年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第17号 平成28年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第18号 平成28年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第19号 平成28年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第20号 平成28年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第21号 平成28年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第22号 平成28年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第23号 平成28年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第24号 平成29年度紀の川市一般会計予算について
- 議案第25号 平成29年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 議案第26号 平成29年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について
- 議案第27号 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 議案第28号 平成29年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について
- 議案第29号 平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第30号 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について
- 議案第31号 平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第32号 平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第33号 平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第34号 平成29年度紀の川市池田財産区特別会計予算について
- 議案第35号 平成29年度紀の川市田中財産区特別会計予算について
- 議案第36号 平成29年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算について

て

議案第37号 平成29年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について

議案第38号 平成29年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算について

て

議案第39号 平成29年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について

議案第40号 平成29年度紀の川市静川財産区特別会計予算について

議案第41号 平成29年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について

議案第42号 平成29年度紀の川市調月財産区特別会計予算について

議案第43号 平成29年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について

議案第44号 平成29年度紀の川市平池財産区特別会計予算について

議案第45号 平成29年度紀の川市水道事業会計予算について

議案第46号 平成29年度紀の川市工業用水道事業会計予算について

議案第47号 紀の川市道路線の認定について

議案第48号 紀の川市道路線の認定について

議案第49号 災害による建物財産の損害に対する相互救済事業の委託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 杉原勲	11番 森田幾久	12番 村垣正造
13番 高田英亮	15番 西川泰弘	16番 坂本康隆
17番 室谷伊則	18番 上野健	19番 石井仁
20番 川原一泰	21番 堂脇光弘	22番 竹村広明

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	林信良
市長公室長	西川直弘	企画部長	森本浩行
総務部長	上山和彦	危機管理部長	中浴哲夫

市民部長	中 邨 勝	地域振興部長	立 具 久 幸
保健福祉部長	上 村 敏 治	農林商工部長	岩 坪 純 司
建設部長	福 岡 資 郎	会計管理者	森 脇 澄 男
水道部長	森 美 憲	農業委員会事務局長	中 野 朋 哉
教育長	貴 志 康 弘	教育部長	稲 垣 幸 治
企画部財政課長	杉 本 太		

○議会事務局職員

事務局長	榎 本 守	事務局次長	柏 木 健 司
議事調査課課長補佐	岩 本 充 晃	議事調査課係長	藤 田 郁 也

（開会 午前 9時28分）

○議長（竹村広明君） おはようございます。

議員各位には、平成29年第1回紀の川市議会定例会に御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本定例会には、平成29年度各会計予算をはじめ、条例の制定、改正等多数上程されております。

議員各位の御協力のもと、円滑な議会運営を努めます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより、平成29年第1回紀の川市議会定例会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

それでは、議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（竹村広明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第81条の規定により、5番 仲谷妙子君、8番 中村真紀君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（竹村広明君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、去る2月14日議会運営委員会を開催していただき、議会運営について御協議いただいております。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期予定表のとおり、本日から3月24日までの29日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月24日までの29日間に決しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（竹村広明君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

報告1、監査委員より、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査の結果報告が同条第3項の規定によりありました。

また、地方自治法第199条第4項に基づく定期監査の報告が、同条第9項の規定によりありましたので、お手元に配付しております。

また、市長より、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行ったとの報告が同条第2項の規定によりありましたので、御確認願います。

なお、その他の報告につきましても、お手元に配付しているとおりであります。ごらんおきいただきたいと思えます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について から
議案第49号 災害による建物財産の損害に対する相互救済事業の委託に
ついて まで

○議長（竹村広明君） 次に、日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、議案第49号 災害による建物財産の損害に対する相互救済事業の委託についてまでの50件を一括議題といたします。

それでは、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

平成29年第1回紀の川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用にもかかわらず、御参集をいただき厚くお礼を申し上げます。

本定例会に上程しております諸議案に係る提案理由等の説明に先立ち、新年度に実施いたします新政策及び当初予算の基本的な考え方について、御説明を申し上げます。

合併後、これまで、「安全・安心なまちづくり」を最重点に位置づけ、小・中学校の耐震化、水道施設、ごみ処理施設、市民体育館、この庁舎などの施設整備及び市民生活に直面する治水対策を最重要課題と位置づけ、取り組んでまいりました。

しかしながら、まだまだ十分だとは思っておりません。これからも、安全・安心に重点を置き、ハード面・ソフト面、双方の充実に取り組んでまいります。

また、紀の川市の基幹産業である「農業」の振興・活性化については重要な課題であり、農産物の売り上げが伸びることが、地域の活性化につながるものと考えております。

今後、農産物の販路を拡大するため、海外展開を図り、ターゲットを香港、台湾等に絞り、現地での商談会や実売会を実施したいと考えております。

その上、将来、紀の川市がさらに発展するために、「京奈和関空連絡道路」の早期実現に向け、国への要望活動や調査を引き続き行い、できるだけ早く道筋をつけたいと考えております。

さらに、国の事業ではありますが、昨年10月に起工した「岩出狭窄部対策事業」や平成26年度から始まっております「国営総合農地防災事業」の早期完成を願っているところ

るであります。双方の事業が完成すれば、治水対策として十分な効果を発揮し、洪水等の被害を最小限に食いとめることができるものと考えております。

さて、平成29年度当初予算であります。一般会計では294億円で、前年度と比較すると13億5,000万円、4.4%の減で、5年連続の減額となっております。

消極的な予算編成ではなく、紀の川市の資源を生かした「住みよい」、「住み続けたい」まちづくりを進める予算編成を行いました。

また、特別会計は201億5,586万円、公営企業会計19億580万2,000円、総額では514億6,166万2,000円となります。

まず、平成29年度当初予算のテーマを「魅力あるまち、選ばれるまちを目指して、地方創生の着実な推進」とし、これを達成するため、昨年と同様、「五つの重点分野」を設定しております。

一つ目の分野として、「地域資源を生かした、魅力あるまちづくり」であります。

交流人口の拡大から定住人口の拡大へつなげるため、活動を強化するとともに、「フルーツのまち」の魅力を市内外に積極的に発信して誘客につなげ、観光推進の体制づくりとしてDMOの設立を進めます。

二つ目の分野は、「魅力ある仕事・職場のあるまち」であります。

新たな市場開拓により農業所得の向上を図り、戦略的視点に立ち、自立可能な農業の実現を目指します。

さらに、県内トップレベルの立地条件と優遇制度備え、働く場所を確保するために積極的な企業誘致を進めます。

三つ目の分野は、「若い世代から、選ばれるまち」であります。

子どもたちが通う保育所、学童保育施設の充実を図り、子育て世代が安心して子育てできるまちづくりを進め、そして、市内小・中学校施設の整備・改修を行い、子どもたちが安全・安心に学べるよう教育環境の充実を図ってまいります。

また、教員の資質を高め、児童・生徒の可能性を伸ばし、「確かな学力の向上」を図るための取り組みしてまいります。

四つ目の分野は、「安全・安心で、暮らし続けたいまち」であります。

紀の川市の発展に必要不可欠な最重要路線である京奈和関空連絡道路の整備促進を「建設促進期成同盟会」と連携し、国等への要望活動や調査を継続して実施し、早期着手に向けて取り組みを進めてまいります。

また、いつ発生するかわからない災害に向けて、その被害を最小限に食いとめるため、市民、自治区の防災力の向上を進めるとともに、防災施設の整備を進めてまいります。

さらに、地域での防犯力の向上を図るため、自治区が設置する防犯カメラの設置費用に対する補助や子どもの見守り対策を進めます。

さて、紀の川市が抱える公共交通における課題・問題点を整理し、公共交通ネットワークの計画を平成29年度と30年度の2カ年で策定をいたします。

五つ目の分野は、「健全で持続可能な、行政経営を行うまち」であります。

市民満足度の向上を図るため、成果とコストを意識した効率的で質の高い行政サービスを提供するとともに、総合計画の進捗状況を評価し、人員と予算を適正に連動させる市民サービスのさらなる向上を進めます。

以上、重立った事業を説明をいたしました。これからも市民の皆さんが安全・安心で、「合併してよかった」、「住み続けたい」、「紀の川市民でよかった」と言ってもらえる紀の川市を皆様とともに考え、実現してまいりたいと考えておりますので、今後とも御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それから、ただいま定例議会に提案いたしました50議案について、概要説明を申し上げます。

まず、人事に係る諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであり、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第1号 工事委託協定の一部変更に係る議案ですが、JR西日本に工事委託しております粉河中学校前架道橋新設工事について、協定金額変更の必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

次に、条例に関する議案で、議案第2号から議案第15号の14議案になります。

主なものを申し上げますと、紀の川市空家等対策協議会条例の制定、紀の川市税条例等の一部を改正する条例の制定、また紀の川市消防団条例、紀の川市学校給食センター条例の一部改正、さらに紀の川市長寿祝金支給条例の全部改正などそれぞれ所要の必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第16号から議案第23号の8議案については、平成28年度予算に係る補正予算（案）で、一般会計をはじめ、各会計において決算を見込む中で最終調整とした所要の措置をお願いするものであります。

次に、議案第24号から議案第46号の23議案につきましては、平成29年度当初予算（案）で、一般会計をはじめ各会計についてですが、先ほど概要の一部を説明させていただき、また参考資料として、「平成29年度当初予算の概要」を添付しておりますので、詳細説明は省かせていただきますことを御了承願いたいと思います。

次に、議案第47号と議案第48号については、市道認定に係るもので、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第49号ですが、災害による建物財産の損害に対する相互救済事業の委託に係るもので、委託先の移行について、議会の議決を求めるものであります。

以上でございますが、この後、引き続き、担当部長から詳細説明をいたしますので、何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 続いて、補足説明を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） おはようございます。

それでは、諮問第1号の人権擁護委員候補者の推薦について、御説明させていただきます。

議案書の1ページをごらんください。

今回、人権擁護委員1名が、来る平成29年6月30日をもって任期満了となりますので、福岡資郎氏を人権擁護委員の候補者として推薦をいたしたく、諮問をするものでございます。

人権擁護委員法の規定により、市町村長はその市町村議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められており、これにより議会の意見を求めるものでございます。

諮問第1号につきましては、住所、紀の川市桃山町調月889番地、氏名、福岡資郎、昭和32年1月31日生まれでございます。

なお、任期につきましては、法務大臣が委嘱した日から3年となっております。略歴等につきましては、別冊の議案資料1ページに資料として添付してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（竹村広明君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第1号から議案第3号までの3議案について、御説明申し上げます。

まず、議案第1号 工事委託協定の一部変更について。

議案書2ページをお開きください。

平成27年第1回議会定例会で議決を経ました市道中学校連絡線自歩道道新設整備事業に伴う和歌山線粉河・紀伊長田間、粉河中学校前架動橋新設工事委託協定の一部変更をお願いするものでございます。

記といたしまして、3、協定の金額を3億3,715万1,185円とするもので、変更前協定金額3億4,974万3,000円に対し、1,259万1,815円の減額でございます。

提案理由といたしましては、軌道敷を確保するための仮設工事の見直しにより、協定金額を変更するためでございます。

なお、別冊の議案資料の2ページに図面を添付してございますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、議案第2号 紀の川市空家等対策協議会条例の制定について。

議案書の3ページをごらんください。

提案理由としては、紀の川市空き家等対策協議会の設置に伴い、必要な事項を定めるためでございます。

次に、4ページをごらんください。

設置として、第1条では、空き家等対策の推進に関する特別措置法第7条に規定された協議会を設置するものでございます。

所掌事務として、第2条では、協議会の協議事項について、第1号から第5号までを規定してございます。

組織として、第3条第1項では、市長及び委員15人以内とし、第2項では、第1号から第3号に掲げる者を委員とするものでございます。

委員の任期等として、第4条で、2年と定めてございます。

附則の第1項では、条例の施行期日を平成29年4月1日からとし、第2項では、紀の川市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、議案書6ページの別表で、空き家等対策協議会委員の報酬の額として、日額7,000円を追加するものでございます。

次に、議案第3号 紀の川市特別会計条例の一部を改正する等の条例の制定について。

議案書の7ページをごらんください。

提案理由といたしまして、紀の川市特定環境保全公共下水道事業を廃止し、紀の川市公共下水道事業へ統合することに伴い、所要の改正等を行うためでございます。

議案書の8ページをごらん願います。

第1条として、紀の川市特別会計条例の一部改正で、表中、第1条の設置では、第5号の紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計を削り、第6号から第21号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

第2条では、第1号の紀の川市特定環境保全公共下水道事業基金条例、第2号の紀の川市特定環境保全公共下水道条例をそれぞれ廃止とするものでございます。

附則といたしまして、第1項では、条例の施行期日を平成29年4月1日からとし、第2項、第3項では、紀の川市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置、第4項から第6項までは、紀の川市特定環境保全公共下水道条例の廃止に伴う経過措置を規定してございます。

以上、3議案について、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 水道部長 森 美憲君。

○水道部長（森 美憲君）（登壇） おはようございます。

それでは、議案第4号 紀の川市簡易水道事業設置条例及び紀の川市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

議案書11ページからをごらんください。

第1条では、紀の川市簡易水道事業設置条例の一部改正。

第2条では、紀の川市簡易水道事業給水条例の一部改正を定めております。

改正内容は、麻生津簡易水道事業の給水区域において、上鞆淵、中鞆淵、下鞆淵の一部、桃山町垣内、桃山町中畑、桃山町峯を追加するものでございます。

給水圏域の追加により、計画給水人口2,550人、計画1日最大給水量910立方メートルに変更するものでございます。

附則で、施行日を平成29年4月1日としてございます。

以上でございます。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 総務部長 上山和彦君。

○総務部長（上山和彦君）（登壇） それでは、議案第5号から議案第8号の補足説明をいたします。

まず、13ページをごらんください。

まず、議案第5号 紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書14ページから19ページまででございます。14ページをごらんください。

第1条につきましては、紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正でございますが、第3条第3項第1号の改正は、児童福祉法等の一部を改正する法律が平成29年4月1日に施行されることに伴い、引用条文が全部改正され、引用箇所が変更になるもので、この条例の内容については変更はございません。

次に、15ページ、下段の第8条の3第4項の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業・介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律、少し長い法律なんで、以下、（改正育休法等）と表現させていただきたいと思います。この改正育休法等の施行に伴い、3歳に満たない子の介護を行う職員についても、時間外勤務の制限をできるように改めるものでございます。

続きまして、16ページ、ごらんください。

第2条、紀の川市職員の育児休業等に関する条例の改正につきましては、第2条の2を新設し、改正育休法等の施行に伴い、条例で定めるよう規定された育児休業の対象となる子を規定するものでございます。

続きまして、17ページをごらんください。

第2条の3の改正は、第2条の2を新設したことによる条の繰り下げでございます。

第3条は、育児休業法第2条第1項、ただし書きの条例で定める特別の事情を規定しているもので、第1号及び第2号の改正は、改正前の第1号の第5条、非該当と、第5条、該当をそれぞれ改正後、第1号と第2号に分割し、第2号では、さらに家事審判事件の終了した場合と施設入所措置が解除された場合を追加するものでございます。

第3号から第6号の改正は、第2号を新設したことによる号の繰り下げでございます。

次に、18ページをごらんください。

第10条は、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情を規定しているもので、第1号、第2号の改正は、改正前の第1号の第13条第1号、非該当と第13条第1号、該当をそれぞれ改正後、第1号と第2号に分割するものでございます。これは、先ほど説明申し上げました

第3条の内容と同じく、法の条文整理に伴うものでございます。

それから、第10条の第3号から第7号の改正は、第2号を新設したところによる号の繰り下げでございます。

続きまして、第18条は、部分休業の承認について規定してございますが、第2項の改正は、改正育休法等の施行に伴い、介護時間を承認する場合の規定を追加するものでございます。

19ページをごらんください。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。次に、20ページをお願いします。

議案第6号 紀の川市税条例等の一部を改正する条例の制定でございます。

議案書21ページから55ページまででございます。

まず、21ページ一番下から55ページまでの第2条の説明から入らせていただきます。

第2条、紀の川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正につきましては、平成28年法律第13号で、地方税法等の一部改正する等の法律等が公布されたことに伴い、紀の川市税条例の一部を改正する必要が生じ、昨年3月31日付で専決処分を行い、6月定例議会で御報告申し上げ、御承認をいただいております。

しかし、その後、国で地方消費税率を10%に引き上げる時期が延期されたことにより、再度、平成28年法律第86号、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、地方消費税率を10%に引き上げる時期が、平成31年10月1日に延期されたことに伴い、既に内容につきましては、先ほど申し上げましたように、昨年6月定例議会で御承認いただいております法人住民税の法人税割の税率の引き下げの実施時期及び軽自動車税における環境性能割の導入時期等を当初の平成29年4月1日から地方消費税率の引き上げ時期と合わせ、平成31年10月1日とするもので、改正内容につきましては、昨年報告時と変わってございません。

次に、21ページに戻っていただきまして、第1条の改正でございます。

第1条、紀の川市税条例の一部改正につきましては、今回の法改正で新たに改正されたもので、附則第7条の3の2の改正は、個人住民税における住宅借入金特別控除の適用期限を平成33年12月31日まで、2年延長するための改正でございます。

55ページをごらんください。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案書56ページになります。

議案第7号 紀の川市個人情報の保護に関する条例及び紀の川市行政手続における特定の個人を識別するため番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情

報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成27年法律第65号で公布された個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部が、平成29年5月30日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書57ページから59ページまででございますが、今回の改正は、改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称「番号法」の第19条に新たに追加された第8号の規定により、特定個人情報を提供できる場合として、地方公共団体が条例で定める独自利用事務のうち、国の個人情報保護委員会の承認を得た事務についても、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携が可能となったこと。

また、これも新たに追加された第19条第8号の規定による特定個人情報の提供を規定した番号法第26条で、情報提供等の記録を規定する番号法第23条が準用されることから、57ページの第1条、紀の川市個人情報の保護に関する条例については、第2条で情報提供等記録の定義規定を、また24条では、保有個人情報の訂正を行った場合においての提供先への通知に係る情報提供等記録に係る部分の改正を行い、59ページの第2条、紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正を含め、特に番号法第19条の第8号及び第26条の新設に伴う条ズレへの対応も行ってございます。

附則といたしまして、この条例は、平成29年5月30日から施行するものでございます。

次に、議案書60ページをごらんください。

議案第8号 紀の川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございます。

61ページをお願いします。

第2条は、特殊勤務手当の種類及び金額を規定してございますが、第4号の改正は、清掃業務手当を実際の勤務に沿った支払いにするため、改正前の清掃業務に従事する職員「1カ月1万円」を、作業従事「1日につき500円」に改めるもので、附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第5号から議案第8号までの補足説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（登壇） それでは、議案第9号 紀の川市消防団条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

議案書62ページをごらんいただきたいと思います。

紀の川市消防団条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

次の63ページをごらんください。

今回、改正いたします紀の川市消防団条例第3条第1項は、消防団を中核とした地域防

災力の充実・強化に関する法律に基づきまして、消防団への加入促進等や消防団の一層の充実・強化に取り組むことを目的に、大学生等の入団を積極的に推進するため、任命条件の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第9号の補足説明とさせていただきます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） それでは、議案第10号 紀の川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、補足説明いたします。

64ページをごらんください。

今回の改正は、人権啓発推進課に設置している人権教育指導員の勤務条件を非常勤から常勤とすることにより、紀の川市が取り組む人権に係る施策をより一層充実させるため、65ページの別表の人権教育指導員の報酬の額の項、「月額12万円」を、「月額20万円」に改正するものでございます。

附則として、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） 議案書66ページ、議案第11号 紀の川市共同栽培施設条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

67ページをお願いいたします。

旧打田町におきまして、平成7年度に農林業地域改善対策事業の一環として、紀の川市中井阪311番地の1に設置いたしました野菜共同栽培施設が事業を終了することに伴い、紀の川市共同栽培施設条例の一部を改正するものでございます。

また、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 議案第12号 紀の川市学校給食センター条例の一部改正について、御説明をさせていただきます。

議案書68ページをお開きください。

紀の川市学校給食センター条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

69ページをごらんください。

提案理由といたしましては、粉河学校給食センターと那賀学校給食センターの統合に伴い、那賀学校給食センターを廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行することといたしてございます。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇） それでは、議案第13号から議案第15号までの3議案について、提案説明申し上げます。

議案書の70ページ及び71ページをごらんください。

議案第13号 紀の川市長寿祝金支給条例の全部改正についてですが、平成29年度からその受給資格を見直すに当たり、条例の全部改正をお願いするものです。

第1条の目的では、改正前と表現は変わっておりますが、長寿を祝福し高齢者福祉の増進に寄与する趣旨は変わっておりません。

第2条では、受給資格について、これまでは88歳、99歳、100歳、101歳以上となっており、99歳以降は毎年となっていたものを、88歳と100歳の節目のときとします。また、それに加えて、男女それぞれの最高齢者に祝い金を支給することで、より節目としてのお祝いという内容と最高齢者の方に対する敬意を込めたものに改めるものです。

第3条では、祝い金について予算に定める範囲とし、第4条から第7条については、支給の停止、祝い金の返還、受給権の譲渡等の禁止、委任に関してそれぞれ規定するものです。

なお、この条例の施行は、平成29年4月1日でございます。

次に、議案第14号 紀の川市心身障害児扶養手当支給条例の一部改正について、提案説明申し上げます。

議案書の72ページから75ページをごらんください。

議案第14号 紀の川市心身障害児扶養手当支給条例の一部改正についてですが、73ページの第2条では、第1項本文を整理し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する受給資格に準拠した条文の内容とするとともに、監護についても、現状においても特別児童扶養手当等の監護の取り扱いに準拠していることから、これを改めるものです。

また、73ページから74ページにかけての第1号から第4号の各号については、関係法令名及び関係要綱名等を明記するものです。

次に、74ページの第2条第2項の追加については、監護する者として父及び母がある場合は、主として児童の生計を維持する者に、また当該父及び母のいずれも児童の生計を維持しない場合は、父また母のうち、主として児童監護、介護する者に手当を支給することを規定するものです。また、第3項については、第2項の新設による繰り下げと引用法令の条文を明記するなどの整理をするものです。

なお、この条例の施行は、平成29年8月1日からです。

平成28年度分の手当に係るものについては、経過措置として従前のおりでございます。

次に、議案書の76ページ、77ページをごらんください。

議案第15号 那賀老人福祉施設組合清算基金条例の廃止についてですが、平成27年4月1日に那賀老人福祉施設組合清算基金条例により基金を設置し、平成28年3月31日の那賀老人福祉施設組合の解散に伴い、その清算金を紀の川市に受け入れ、平成28年度において組合清算後の清算事務に取り組んでまいりましたが、本年3月末日をもって組合解散後の清算に係る全ての事務が終了しますので、本基金条例を基金の目的が達成できたとして廃止するものです。

なお、この条例の施行は、平成29年4月1日でございます。

以上、議案第13号から議案第15号に関する提案説明です。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（竹村広明君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 議案書の78ページをごらんください。

議案第16号 平成28年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

表題に、「補正予算書」と書いている別冊の1ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8億3,162万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ307億2,238万2,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費に係る規定。

第3条は、地方債の補正に係る規定でございます。

2ページ、3ページをごらんください。

第1表 歳入では、財産収入繰入金を増額し、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、諸収入、市債を減額しております。

続きまして、4ページ、5ページの歳出につきましては、決算状況を見込み、事業執行における過不足の調整を中心に補正措置をしております。

6ページ、7ページをごらんください。

第2表 繰越明許費として、2款、総務費から、10款、教育費までの15事業でございます。年度内の執行が見込めず、翌年度に繰り越して執行する事業でございます。

8ページから10ページをごらんください。

第3表 地方債補正として、今回の補正による各事業の地方債の限度額を変更しております。

それでは、別冊の一般会計補正予算（第4号）に関する説明書の3ページをごらんいただきたいと思ひます。

歳入の主な補正内容を御説明申し上げます。

4ページをごらんください。

14款、2項、1目、総務費、国庫補助金のうち、2節、総務管理補助金1,432万5,000円の増額、地方創生加速化交付金事業の採択により、増額措置しております。

6目、教育費、国庫補助金、1節、小学校費補助金2,284万6,000円の増額及び2節、中学校費補助金144万4,000円の増額は、歳出において、小・中学校の空調設備整備事業の補正措置によるものでございます。

6ページをごらんください。

15款、2項、4目、2節、林業費補助金は、有害鳥獣捕獲事業等補助金を231万6,000円増額するものでございます。

7ページをごらんください。

18款、2項、1目、基金繰入金のうち、1節、財政調整基金繰入金は、財源調整のため2億1,217万6,000円増額しております。

8ページをごらんください。

20款、3項、1目、総務費、貸付金元利収入は、土地開発公社に対する経営支援貸付金を1年間の短期貸し付けから長期貸し付けに変更するため、本年度歳入を予定しておりました5億1,000万円を減額するものでございます。

次に、歳出は、人件費を除く主な事業について御説明申し上げます。

10ページをごらんください。

2款、1項、6目、財産管理費、旧分庁舎解体整備事業1億4,629万5,000円の減額、旧粉河分庁舎敷地内の建物解体整備工事費等の決算見込みにより減額するものでございます。

14ページをごらんください。

3款、1項、4目、障害者総合支援費、障害者医療費給付事業233万1,000円の増額、寄附件数の増加に伴い、自立支援医療費を増額するものでございます。

18ページをごらんください。

3款、2項、6目、児童福祉施設費、保育所入所事業1,050万円の増額、低年齢児の広域入所者の増加等により、広域保育委託料を増額するものでございます。

21ページをごらんください。

4款、2項、2目、じんかい処理費、一般廃棄物処理施設解体事業6,409万8,000円の減額、一般廃棄物処理施設の解体工事費等の決算見込みにより減額するものでございます。

24ページをごらんください。

6款、2項、2目、林業振興費、有害鳥獣捕獲対策事業415万円の増額、イノシシ等の捕獲頭数の増加により、有害鳥獣捕獲事業等補助金を増額するものでございます。

次に、8款、2項、3目、道路橋梁新設改良費、社会資本整備道路改良事業7,994万3,000円の減額、国の社会資本整備総合交付金を活用して整備する市道5路線について、決算見込みにより減額するものでございます。

28ページをごらんください。

10款、2項、1目、学校管理費、小学校空調設備整備事業9,111万5,000円

の増額、国の補正予算の採択により、平成29年度に予定しておりました6項の空調整備を事業年度を前倒して予算措置をするものでございます。

29ページをごらんください。

10款、3項、1目、学校管理費、中学校空調設備整備事業1、158万9,000円の増額、国の補正予算の採択により、鞆渚中学校の空調整備に係る経費を予算措置するものでございます。

以上が、今回の補正の主な内容でございます。御審議、お願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） それでは、議案第17号、議案第18号の2議案について、補足説明をいたします。

まず、議案第17号 平成28年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について。

別冊の補正予算書11ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億515万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億4,513万2,000円とするものでございます。

別冊の補正予算説明書をごらんいただきたいと思います。主なものについて、御説明申し上げます。

まず、3ページからの歳入ですが、3款、国庫支出金、5款、前期高齢者交付金、6款、県支出金、7款、町道事業交付金は、それぞれの負担金、交付金の額の確定によるもの。

4款、療養給付費等交付金は、交付金の決定見込みによるもの。

9款、繰入金は、保険基盤安定繰入金で、それぞれの繰入金の額の確定により所要の補正をお願いするものでございます。

5ページからの歳出について、御説明申し上げます。

2款、保険給付費は、2項、高額療養費、1目、一般被保険者高額療養費は、決算見込みにより予算額に不足が生じるため増額。

6ページの3款、後期高齢者支援金等、6款、介護納付金、7ページの7款共同事業拠出金は、それぞれの額の確定により所要の補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第18号 平成28年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

別冊の補正予算書14ページをお願いいたします。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ494万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,808万8,000円とするものでございます。

別冊の補正予算説明書をお願いいたします。

3ページの歳入をお願いいたします。

歳入では、3款、繰入金で、保険基盤安定繰入金の確定による減額、5款、諸収入の雑入は、平成27年度後期高齢者医療広域連合納付金の確定による返還金の増額をしております。

4ページの歳出では、2款、後期高齢者医療広域連合納付金で、納付金の確定による減額、5款、諸支出金で、一般会計繰出金の確定により増額をし、所要の補正をお願いするものでございます。

以上、御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇） 議案書の81ページ、議案第19号 平成28年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、提案説明申し上げます。

別冊の補正予算書の17ページから19ページになります。

平成28年度紀の川市の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,740万円を減額し、歳入歳出それぞれ66億610万7,000円と定めるところの補正予算です。

補正の主な内容については、別冊の平成28年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）に関する説明書の3ページから7ページをお願いします。

まず、3ページから5ページにかけての歳入ですが、1款、保険料については、第1号被保険者に係る特別徴収及び普通徴収の収納見込みにより減額を。

また、3款、国庫支出金、4款、支払基金交付金、5款、県支出金については、本年度の収入見込み額の精査により、それぞれ増額もしくは減額の補正をするものです。

また、7款、繰入金についても、介護給付費及び地域支援事業費等の支出見込み額に対する市の負担割合による繰入金の減額をするものです。

次に、6ページ及び7ページの歳出についてですが、介護保険事業計画及び決算見込みにより、給付費及び地域支援事業費について、当初予算額と本年度の支出見込み額との差について、それぞれ減額補正するものです。

以上、議案第19号 平成28年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の提案説明です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（竹村広明君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） それでは、議案第20号及び議案第21号の2議案について、御説明申し上げます。

まず、議案第20号 平成28年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について。

補正予算書の20ページをごらん願います。

第1条、第1項として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,818万3,0

00円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,237万3,000円とするものでございます。

第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

第2条として、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるところでございます。

第3条の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるところでございます。

補正内容は、別冊の補正予算説明書の3ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款の分担金及び負担金、2款の使用料及び手数料につきましては、決算見込みによる減額でございます。

4ページの3款、国庫支出金は、交付決定額のとおり減額、9款、市債では、事業費の確定に伴う借入額の減額でございます。

次に、5ページの歳出でございますが、1款、1項、1目、一般管理費の公課費では、地方消費税の確定による減額、2目、支出管理費では、汚水量見込み修正に伴う流域下水道維持管理負担金の減額でございます。2款、1項、2目、流域下水道事業費では、紀の川中流流域下水道那賀処理区事業建設負担金において、事業費の確定による減額でございます。

続きまして、議案第21号 平成28年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

補正予算書25ページをごらん願います。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ240万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,529万9,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、別冊の補正予算説明書の3ページをごらん願います。

歳入では、歳出の減額による一般会計繰入金の調整でございます。

4ページの歳出では、施設管理費の光熱水費及び医薬材料費の決算見込みによる減額を計上してございます。

以上、2議案について、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 水道部長 森 美憲君。

○水道部長（森 美憲君）（登壇） それでは、議案第22号、議案第23号の2議案について、御説明申し上げます。

議案書では、84ページ、85ページです。

まず、議案第22号 平成28年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

別冊補正予算書の28ページをごらんください。

第1条で、歳入歳出予算総額からそれぞれ1,253万9,000円を減額するもので、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,214万8,000円とするも

のです。

第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、29ページ、30ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条では、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、31ページの「第2表 繰越明許費」のとおりでございます。

第3条の地方債の変更及び廃止は、32ページ、33ページの「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

29ページの歳入の補正については、決算見込みによるもので、7款、諸収入の増額については、2項、受託事業収入の確定。

8款、1項、市債の減額につきましては、水道未普及地域解消事業及び横谷配水池移設事業に係る事業費の減額調整を。また、公営企業会計適用債の廃止については、水道事業会計への統合が平成29年4月から平成30年4月に延期したことによるものです。

30ページの歳出におきましては、1款、衛生費、1項、水道費について補正を計上してございます。

補正の内容は、委託料については、水道事業会計への統合が1年延期したことによる減額、工事請負費については、事業費の確定及び決算見込みによる減額、積立金については、振興部、建設部の受託工事分の補償額が翌年度以降分全額入金されたため、増額するものでございます。

補正の詳細につきましては、別冊の紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）に関する説明書に記載しておりますので、後ほどごらんおき賜りますようお願い申し上げます。

簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、以上でございます。

続きまして、議案第23号 平成28年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について、説明申し上げます。

今回の補正は、全て決算見込みによるものでございます。

別冊補正予算の34ページをお開きください。

第2条で、収益的収入及び支出の補正を計上してございます。

収入につきましては、1款、水道事業収益、1項、営業収益で1,879万5,000円の減額、支出では、1款、水道事業費用、1項、営業費用で4,633万2,000円を減額。

第3条の資本的収入につきましては、3,990万円の減額、支出におきまして7,507万円を減額するとともに、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額についての補填方法を調整してございます。

35ページの第4条では、当初予算第5条に定めた企業債の限度額を水道施設整備事業費に要する工事費の決算見込みによる調整でございます。

補正の詳細といたしましては、別冊の紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）に関する説明書の5ページからをごらんください。

収益的収入につきましては、1款、1項、2目、受託工事収益の減については、公共下水道事業等で支障となる水道管布設がえに要する補償費の決算見込みによる調整でございます。

6ページの収益的支出では、1款、1項、1目、原水及び浄水費、2目の配水及び給水費では、動力費の決算見込みによる減額、3目、受託工事費については、各受託工事費用の決算見込みによる減額でございます。

7ページの資本的収入につきましては、建設改良事業費の決算見込みによる企業債の減額。

8ページの資本的支出は、建設改良事業費の決算見込みによる委託料と工事請負費の減額でございます。

水道事業会計補正予算（第3号）については、以上でございます。

以上、2議案について、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時45分）

（再開 午前11時00分）

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 議案書の86ページをごらんください。

議案第24号 平成29年度紀の川市一般会計予算について。

地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

別冊の平成29年度予算書の1ページをごらんください。

平成29年度紀の川市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ294億円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条は、債務負担行為に係る規定。

第3条は、地方債に係る規定。

第4条で、一時借入金の最高額を89億円と定め。

第5条で、歳出予算の流用について規定しております。

2ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算でございます。2ページから6ページにかけ、歳入歳出予算として、それぞれの款項にわたりまして295億円の合計額を見込んでおります。

次の7ページは、第2表、債務負担行為でございます。債務負担行為の時効、期間、限度額を順次申し上げます。

地域公共交通網形成計画策定委託、平成30年度900万円、基幹系システム構築委託、平成29年度から平成30年度2億2,000万円、一般廃棄物処理施設解体工事、平成30年度1億1,340万円、学校給食委託、平成30年度から平成31年度1億8,100万円。

8ページをごらんください。

第3表、地方債でございます。起債の目的と限度額を順次申し上げます。

総務管理施設整備事業1億2,470万円、児童福祉施設整備事業2,540万円、清掃施設整備事業2億7,960万円、農業施設整備事業2億3,010万円、道路橋梁整備事業3億6,810万円、都市計画施設整備事業1億9,950万円、消防施設整備事業1億9,610万円、スクールバス購入事業370万円、小学校施設整備事業1,470万円、中学校施設整備事業4,700万円、社会教育施設整備事業2億7,150万円、保健体育施設整備事業2,350万円、臨時財政対策債9億7,000万円、合計額は27億5,390万円でございます。

それでは、歳入歳出につきまして、平成29年度予算額と増減理由を中心に御説明申し上げます。

別冊で、参考資料として配付をさせていただいております平成29年度当初予算の概要・財資料編の1ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、市税の総額は64億7,031万9,000円、対前年度比1.4%の増となっております。

下段の表、市税の内訳をごらんください。

市税のうち、市民税は27億8,060万円、対前年度比0.9%の増、景気の好転により個人市民税、法人市民税ともに増額を見込んでおります。固定資産税は27億8,258万9,000円、土地価格の下落が続いていますが、家屋と償却資産の増加により、対前年度比2.0%の増としております。軽自動車税2億2,680万円、対前年度9.4%の増、たばこ税は3億4,703万円、喫煙者の減少により、対前年度比2.8%の減、都市計画税は3億3,330万円、対前年度比0.4%の増でございます。

上の表にお戻りください。

地方譲与税2億6,000万1,000円、対前年度比13.0%の増、地方財政計画を参考に3,000万円を増額しております。

利子割交付金1,300万円、配当割交付金3,600万円、株式等譲渡所得割交付金3,100万円は、平成28年度の交付実績から推計して予算計上をしております。

次に、地方消費税交付金8億5,800万円、対前年度比4.1%の増、3,400万円の増額を見込んでおります。

ゴルフ場利用税交付金は2,600万円、自動車取得税交付金4,100万円、地方特

例交付金3,400万円につきましても、平成28年度の交付実績から推計して予算計上をしております。

地方交付税は107億6,000万円、対前年度比2.6%の減、2億9,000万円の減額、地方財政計画を参考に、合併算定がえ及び公債費算入分を加味し算出しております。

交通安全対策特別交付金600万円は、平成28年度実績等から推計しております。

分担金及び負担金3億7,914万3,000円、対前年度比2.6%の減、農業費分担金等の減額によるものでございます。

次に、使用料及び手数料2億4,880万2,000円、対前年度比11.2%の増、ごみ処理手数料等の増額によるものでございます。

国庫支出金31億6,373万9,000円、対前年度比4.3%の減、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業補助金等の減額により、1億4,169万3,000円の減額でございます。

県支出金20億147万8,000円、地籍調査事業負担金等の減額により、対前年度比8.4%の減を見込んでおります。

財産収入4,146万3,000円、対前年度比1.9%の減。

寄附金8,000万2,000円、対前年度比33.3%の減、ふるさとまちづくり寄附金の減額によるものでございます。

繰入金18億3,186万7,000円、対前年度比14.2%の減、市債の繰上償還に伴い、減債基金繰入金が増加したものの、財政調整基金繰入金の減少により3億268万円の減額でございます。

繰越金5,000万円、前年度繰越金を計上しております。

諸収入3億1,428万6,000円、対前年度比63.2%の減、5億3,963万7,000円の減額、土地開発公社経営支援資金貸付金元利収入等の減額によるものでございます。

市債27億5,390万円、対前年度比1.0%の減、2,910万円の減額、合併特例債対象事業費の減によるものでございます。

以上、歳入合計は294億円でございます。

次に、歳出について、御説明申し上げます。

2ページ、上段の歳出・目的別をごらんください。

議会費2億3,496万2,000円、対前年度比4.0%の増、902万6,000円の増額でございます。

総務費28億4,449万7,000円、対前年度比28.9%の減、11億5,390万1,000円の減額、土地開発公社支援事業費等の減額によるものでございます。

民生費99億4,330万4,000円、対前年度比4.4%の減、4億5,920万7,000円の減額、主に臨時福祉給付金等給付事業費の減額によるものでございます。

衛生費29億5,848万円、対前年度比0.1%の増でございます。

労働費12万7,000円、雇用対策事業費を計上しております。

農林業費9億8,982万3,000円、対前年度比5.7%の増、5,375万円の増額、震災対策農業水利施設整備事業費の増額等によるものでございます。

商工費2億5,004万2,000円、対前年度比21.7%の増、4,455万9,000円の増額、観光交流創造事業費等の増加によるものでございます。

土木費26億8,371万7,000円、対前年度比4.4%の減、1億2,490万8,000円の減額、主に地籍調査事業費の減額によるものでございます。

消防費13億7,115万3,000円、対前年度比19.1%の増、2億2,003万円の増額、防災行政無線デジタル化事業費等の増額によるものでございます。

教育費21億1,722万7,000円、対前年度比5.8%の減、1億3,000万1,000円の減額、主に小学校空調設備整備事業費の減額によるものでございます。

災害復旧費は、1万3,000円を予算計上しております。

公債費59億5,665万5,000円、対前年度比3.3%の増、1億8,891万6,000円の増額、市債の繰上償還に係る元金の増額によるものでございます。

予備費は5,000万円でございます。

歳出合計294億円を計上しております。

以上、平成29年度一般会計当初予算の概要でございます。御審議、お願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 議案第25号 平成29年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算書の10ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,770万円で、対前年度比430万円の減額でございます。

第2項として、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

第2条として、一時借入金の借り入れの最高額が600万円と定めるものでございます。

主な内容につきましては、予算説明書の218ページをお開きください。

歳入では、5款、諸収入、2項、貸付金元利収入において、現年分、滞納繰越分、合計で1,596万8,000円を計上し、債権数、償還額の減少により、対前年度比で526万9,000円の減額となっております。

次に、219ページをお開きください。

歳出では、1款、土木費、1項、住宅費において、1,375万4,000円の計上で、対前年度比で140万4,000円の減額でございます。

次に、220ページの2款、公債費、1項、公債費において、長期債元金・利子合計で

374万7,000円を計上し、対前年度比で295万5,000円の減額となっております。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 総務部長 上山和彦君。

○総務部長（上山和彦君）（登壇） それでは、議案書88ページ、ごらんください。

議案第26号 平成29年度紀の川市土地取得事業特別会計予算についてでございます。

地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

別冊の平成29年度予算書、13ページをごらんください。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」よるということで、14ページ、15ページをごらんください。

歳入では、財産収入として、基金利子60万円を見込みまして、歳出では同額を土地開発基金に積み立てるものでございます。

土地取得事業特別会計予算につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） それでは、議案第27号から議案第29号までの3議案について、御説明いたします。

まず、議案第27号 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、補足説明をいたします。

別冊の平成29年度予算書の16ページをお開きください。

平成29年度紀の川市の国民健康保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ100億3,600万円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を31億円と定め、第3条で、歳出予算の流用についての規定をしております。

別冊の予算説明書をごらんいただきたいと思います。

236ページの歳入をお願いいたします。

1款、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者保険税であります。税率の改定をしないことから、平成28年度における直近の調定額を基礎に、推定加入見込み人数1万8,210人に対して、現年度課税分16億1,170万円、滞納繰越分で28年度決算見込み額をもとに6,810万円を、合計16億7,980万円を計上してございます。

2目、退職被保険者につきましても、一般被保険者と同様の算定方式により、推定加入

見込み人数775人に対して、現年課税分8,310万円、滞納繰越分320万円、合計8,630万円を計上してございます。

237ページから239ページにかけての3款、国庫支出金、4款、療養給付費等交付金、5款、前期高齢者交付金、6款、県支出金、7款、共同事業交付金につきましては、それぞれの関連する歳出予算に対し、一定の歳出基準等に基づき、国、県等からの負担金、補助金及び交付金を計上してございます。

また、239ページ、240ページの9款、繰入金ですが、1項、一般会計繰入金につきましては、法定による繰り入れ分を計上してございます。

次に、242ページの歳出予算について、御説明いたします。

1款、総務費につきましては、国保事務に要する経費、国保連合会への負担金や国保税の徴収事務に要する経費等を。

244ページから246ページにかけての2款、保険給付費につきましては、退職被保険者分で減額がございしますが、全体では増額計上とさせていただいております。要因といたしましては、年間の医療給付に要する額について、過去3年分の実績を勘案し、平成29年度の1人当たり保険給付の見込み額を算出した結果、平成28年度と比較して伸びたことが要因と思われれます。

次に、3款、後期高齢者支援金等。

4款、前期高齢者納付金等。

次のページ、6款、介護納付金。

7款、共同事業拠出金につきましては、国等が示された算定式に基づき、算出した額を。

5款、老人保健拠出金につきましては、医療費は項目設定、事務費は実績に基づく額を。

次の248ページの8款、保健事業費につきましては、特定健診、レセプト点検や脳ドックに要する経費を計上してございます。

続きまして、議案第28号 平成29年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について、別冊の平成29年度予算書の21ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,200万円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を2,500万円と定めるものでございます。別冊の予算説明書をごらんいただきたいと思います。

255ページ、256ページの歳入でございます。

1款、診療収入につきましては、平成28年度決算見込み額をもとに4,729万2,000円。

3款、繰入金につきましては、経営補助として一般会計から2,298万7,000円、

国保会計から1, 155万円を計上してございます。

続きまして、257ページから260ページの歳出でございますが、1款、施設費につきましては、主なものとして、医師の報酬、職員給与及び事務費等並びに医薬材料費を計上してございます。

2款、公債費につきましては、長期債元金と利子を計上してございます。

続きまして、議案第29号 平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について。

別冊の予算書24ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億8,290万円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところです。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を4億5,000万円と定めるものでございます。

別冊の予算説明書をお願いいたします。

272ページの歳入からでございます。

1款、保険料につきましては、後期高齢者医療広域連合で決定された保険料率に基づいて、賦課決定される保険料4億7,346万1,000円を。

3款、繰入金につきましては、事務費に係る繰入金、保険料の軽減に係る保険基盤安定繰入金、医療給付費に係る療養給付費繰入金10億545万3,000円を計上してございます。

次に、274ページから276ページの歳出でございますが、1款、総務費につきましては、保険給付等に要する経費と保険料の徴収に要する経費773万3,000円を。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者の方から徴収する保険料、保険基盤安定制度負担金、療養給付費負担金、事務費負担金14億7,053万4,000円を。

3款、保健事業費につきましては、脳ドック健診の受診委託料163万2,000円を計上してございます。

以上、3議案について、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇） それでは、議案書の92ページ。

議案第30号 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、提案理由申し上げます。

予算書の27ページをお願いします。

平成29年度紀の川市の介護保険事業勘定特別会計予算は、第1条において、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億6,100万円と定めています。これは、前年と比

べて1億6,500万円、率にして約2.5%の増となっています。

第2条では、一時借入金の限度額を21億円と定め。

また、第3条では、歳出予算の流用について定めています。

歳入歳出の各款項の予算については、28ページから31ページの「第1表」のとおりとなっております。

続いて、予算の主な内容ですが、別冊予算説明書の277ページからになります。

先に、284ページの歳出をお願いします。

1款、総務費では、一般事務費のほか第1号被保険者数、診査件数等推計し、徴収費、介護認定審査会費、介護保険事業計画策定委員会費に係る予算として1億1,271万5,000円を計上しています。

また、286ページからの2款、保険給付費では、主なものとして、2款、1項、1目の居宅介護サービス給付費で、訪問介護、通所介護及び通所リハビリテーション等の伸びにより2億1,500万円の増となりました。

また、288ページの2款、2項、1目では、介護予防の訪問介護及び通所介護が、4款、地域支援事業の介護予防生活支援サービス事業への移行したことなどを主な要因としまして1億2,700万円の減額となっていますが、各項・目での増減の結果、2款、給付費の総額では、1,633万9,000円の減となっております。

次に、291ページ、4款、地域支援事業費では、従来型サービスの介護予防の訪問介護及び通所介護相当サービスを給付費から移行するとともに、新たな緩和された訪問型サービス及び通所型サービスを計上し、従来の介護予防の二次予防事業及び一次予防事業を一般介護予防事業の各目に計上した結果、4款、地域支援事業では1億8,046万1,000円の増となっています。

また、296ページ、5款、公債費では、財政安定化基金償還金として3,000万円を計上しており、第5期の介護保険事業において借り入れた9,000万円を3年で分割償還するものとして予算計上をしております。

一方、歳入ですが、279ページに戻っていただきます。

1款、介護保険料については、平成28年度の各所得段階の人数を参考に推計し、前年度に比べ1,355万7,000円の減となっております。

そのほか、3款、国庫支出金、4款、支払基金交付金、5款、県支出金については、介護保険制度内の各負担区分による財源として、それぞれ予算計上をしております。

また、281ページ、282ページの7款、繰入金の一般会計の介護給付費等の繰入金は、主に介護予防生活支援サービス事業の計上により2,100万3,000円の増となっております。

以上、簡単ですが、議案第30号の提案理由です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（竹村広明君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 議案第31号及び議案第32号の2議案について、御説明申し上げます。

まず、議案第31号 平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について。

予算書の32ページをごらん願います。

第1条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億220万円で、対前年度比5.7%の増額でございます。

2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、「第2表 債務負担行為」で、公営企業法適用化業務委託について定め。

第3条は、「第3表 地方債」について定めております。

第4条で、一時借入金の借り入れ最高額を4億円と定めております。

内容につきましては、予算説明書309ページをお開きください。

まず、歳入の主な内容ですが、1款、分担金及び負担金では、下水道に接続があった場合の受益者分担金並びに受益者負担金を計上しており、対前年度比は9.2%の増でございます。

2款、使用料及び手数料では、平成29年度から特定環境保全公共下水道を公共下水道に統合することを見込んで年間使用料金を算定しており、対前年度比54.9%の増でございます。

310ページの3款、国庫支出金では、1億2,970万円で、対前年度比9.8%の減となっております。

311ページの9款、市債は、2億9,860万円で、対前年度比9.3%の増額でございます。

次に、312ページをごらんください。

歳出の主な内容ですが、1款、総務費において、対前年度比43.7%の増となっております。1目、一般管理費では、新たに公営企業法を適用化業務委託料を計上してございます。

313ページの2目、施設管理費では、施設管理事業で、流域下水道維持管理負担金が、対前年度比61.9%の増となっております。増額の主な要因は、特定環境保全公共下水道の統合に伴う雨水量の増加によるものでございます。

次に、314ページの2款、事業費は、5億3,840万9,000円で、対前年度比0.8%の減となっております。1目、公共下水道事業費につきましては、約7.4ヘクタールの面整備に要する経費でございます。

また、315ページの2目、流域下水道事業費では、紀の川市中流流域下水道那賀処理区事業建設負担金並びに処理場周辺地域整備事業における紀の川市の負担金を計上してございます。

紀の川市公共下水道事業特別会計予算につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第32号 平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について。

予算書の37ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,100万円と定めており、対前年度比は26.2%増となっております。

2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、「第2表 債務負担行為」で、公営企業法適用化業務委託について定め。

第3条は、「第3表 地方債」。

第4条で、一時借入金の借り入れの最高額を1,600万円と定めてございます。

内容につきましては、予算説明書329ページをお開きください。

まず、歳入につきましては、2款、使用料及び手数料、1項、手数料が750万5,000円で、ここ前年度並みでございます。

3款、県支出金では、新たに農山漁村地域整備交付金を計上してございます。

次に、331ページの歳出では、1款、1項、総務管理は、2,099万5,000円で、対前年度比101.9%の増となっております。増額の主な要因は、公営企業会計導入に伴う公営企業法適用化業務の委託料と最適整備構想策定委託料の計上によるものでございます。

農業集落排水事業特別会計予算につきましては、以上でございます。

以上、2議案について、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 水道部長 森 美憲君。

○水道部長（森 美憲君）（登壇） それでは、議案第33号 平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

議案書では、95ページです。

別冊の予算書の42ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出それぞれ3億600万円を定めております。対前年度比は、5億9,800万円の減、率にして66.2%の減でございます。

第2条では、地方債について。

第3条では、一時借入金の最高額を定めております。

43ページの「第1表 歳入歳出予算」をごらんください。

歳入の主なものとしましては、2款、使用料及び手数料、1項、使用料、4,446万6,000円につきましては、過去5カ年のそれぞれの4簡水ごとの平均収納率を参考に予測し、鞆淵・細野地区の8カ月分を計上してございます。

7款、市債につきましては、簡易水道施設管理運営事業で、2件の工事のための起債借り入れ予定額を、また、平成30年4月から水道事業会計への統合に伴う公営企業会計適用債を計上してございます。

44ページの歳出につきましては、1款、衛生費において1億9,288万7,000円で、対前年度比6億2,077万8,000円の減、率にして76.3%の減となっております。減額の主な原因は、水道未普及地域解消事業の皆減に伴うものでございます。

45ページの第2表につきましては、先ほど歳入の市債のところでも御説明させていただきました本年度予定しております起債の目的、限度額等について記載してございます。

予算の詳細につきましては、別冊の予算説明書335ページからとなっております。後ほどごらんおき賜りますようお願い申し上げます。

以上、御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） それでは、議案書96ページの議案第34号平成29年度紀の川市池田財産区特別会計予算についてから、議案書106ページの議案第44号平成29年度紀の川市平池財産区特別会計予算についてまでの11議案につきまして一括説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

平成29年度予算書の46ページからの池田財産区をはじめとする各財産区の特別会計予算につきましては、いずれも第1条第1項で、歳入歳出予算の総額を、第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第1表 歳入歳出予算」で定めてございまして、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

平成29年度の計上に当たりましては、前年度実績等を十分精査をいたしまして、各財産区の管理運営に要する経費、また事業実施に係る経費等を予算措置させていただいております。11財産区の予算総額は1,646万円で、前年度より170万円の減額となっております。

また、池田財産区におきましては、前年度に引き続きまして、中畑地区でも作業道補修工事の経費を、田中財産区でも奥山地域での森林保全事業実施に係る経費を、飯盛財産区では、遊歩道の草刈りや整地に係る経費を新たに予算計上をさせていただいております。

以上、11議案につきまして、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 水道部長 森 美憲君。

○水道部長（森 美憲君）（登壇） それでは、議案第45号、議案第46号の2議案について、御説明申し上げます。

議案書では、107ページ、108ページです。

先に、議案第45号平成29年度紀の川市水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

予算書の79ページをお開き願います。

第2条で、業務の予定量を平成29年度末、給水戸数を2万2,738戸、年間総給水量を625万立方メートルと予測してございます。

第3条は、収益的収入及び支出に係る予算を定めてございます。水道事業収益は12億

9,458万9,000円で、前年度並みとなっております。また、収益的支出では12億7,349万9,000円で、対前年度比1.3%の減となっております。減額の主な原因は、原水及び浄水費で修繕費と動力費の減額、総係費で水道事業基本計画変更策定業務委託費が皆減となったためでございます。

第4条の資本的収入及び支出予算では、資本的収入は2,735万3,000円で、対前年度比90.1%の減となり、企業債の借入額が皆減したものでございます。資本的支出では5億7,626万3,000円で、対前年度比30%の減となっております。資本的支出の減額の主な原因といたしましては、建設改良費における工事請負費の減額でございます。また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億4,891万円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしてございます。

80ページの第5条では、一時借入金の限度額について。

第6条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費について。

第8条では、棚卸資産購入限度額について定めてございます。

また、予算の詳細説明については、別冊の予算に関する説明書411ページからとなっておりますので、後ほどごらんおきいただきますようお願い申し上げます。

水道事業会計については、以上でございます。

続きまして、議案第46号 平成29年度紀の川市工業用水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

予算書の81ページをお開きください。

第2条で、業務の予定量を定めてございます。加入事業所数を8事業者、年間総給水量を40万98立方メートルを見込んでございます。

第3条では、収益収入及び支出を定めており、工業用水道事業収益は4,410万2,000円で、前年度並みとなっております。収益的支出は3,878万7,000円で、対前年度比は4.9%の減で、減額の主な原因は、原水及び浄水費の動力費と消費税及び地方消費税の減額でございます。

第4条では、資本的収入及び支出を定めており、資本的収入は、工事負担金の項目設定のみ、また資本的支出では1,725万3,000円で、対前年度比24.1%の減で、減額の主な原因は、長期債、元金償還金の減額でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,725万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものと予定してございます。

第5条では、一時借入金の限度額について。

82ページの第6条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について。

第7条では、議会の議決を得なければ流用することができない経費について定めてございます。

第8条では、棚卸資産の購入限度額を定めてございます。

予算の詳細につきましては、別冊の予算に関する説明書444ページからとなっておりますので、後ほどごらんおきいただきますようよろしくお願いいたします。

工業用水道事業会計については、以上でございます。

以上、2議案について、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 議案第47号及び議案第48号の2議案について、御説明申し上げます。

この2議案は、いずれも紀の川市路線の認定について、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第47号、議案書109ページをお開き願います。

整理番号1、路線名は、切畑川西線で、公共事業により整備した農道を市道路線とするものでございます。

次に、議案第48号、議案書110ページをお開き願います。

整理番号2、路線名は、竜門中央線で、県道移管により市道路線とするものでございます。

なお、別冊の議案資料の3ページから4ページにそれぞれ位置図を添付してございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 総務部長 上山和彦君。

○総務部長（上山和彦君）（登壇） それでは、議案書の最後のページ、111ページをごらんください。

議案第49号 災害による建物財産の損害に対する相互救済事業の委託についてでございます。

災害による建物財産の損害に対する相互救済事業を次のとおり委託することについて、地方自治法第263条の2第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事業名は、火災・水災・震災、その他の災害による建物財産の損害に対する相互救済事業、委託先は、公益社団法人全国市有物件災害共済会、委託する財産は、紀の川市の所有または占有に属する財産、委託に伴う経費は、毎年度予算の定める範囲でございます。

提案理由といたしまして、現在加入している和歌山県町村会で取り扱いの一般財団法人全国自治協会の建物災害共済事業につきましては、平成28年度で約485万円の分担金を支払っていますが、平成29年度から合併に伴う特例基準が撤廃されることから、約3.36倍、約1,626万円の分担金が必要となるため、平成28年度までとほぼ同条件で、ほぼ同金額で、加入可能な和歌山県市長会で取り扱いをしてございます公益社団法人全国市有物件災害共済会に移行するためでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） ほかに補足説明はございませんか。

〔「補足説明なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） なければ、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第4のうち、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、人事に関する案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託、討論を省略し、本日、直ちに質疑、採決まで行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号については、本日、直ちに質疑、採決まで行うことに決しました。

それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての質疑、採決を行います。

ここで、関係者の退席を求めます。

福岡建設部長は、退席願います。

〔建設部長 福岡資郎君 退席〕

○議長（竹村広明君） これより、諮問第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。

諮問第1号について、原案のとおり適任者とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、原案のとおり適任者とすることに決しました。

福岡建設部長の入場を許可いたします。

〔建設部長 福岡資郎君 入場〕

○議長（竹村広明君） 福岡建設部長にお伝えいたします。

ただいま議題となっておりました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につきましては、原案のとおり同意されましたので、お伝えいたします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会し、なお、あすより4日間を休会し、3月1日、水曜日午前9時30分より再開いたします。

お疲れさまでした。

（散会 午前11時57分）